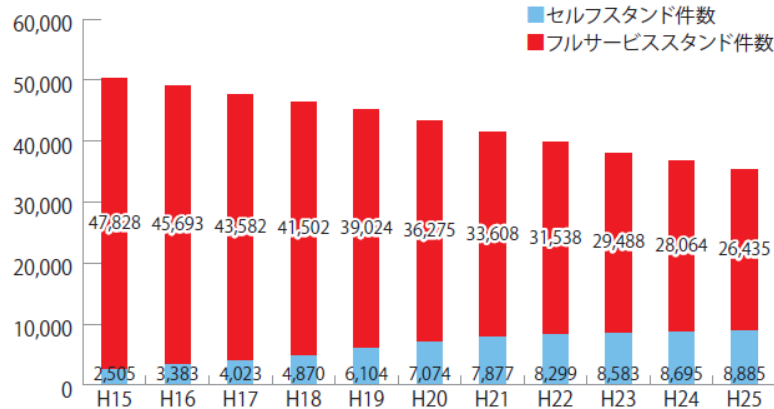


従業員が給油を行う給油取扱所と顧客自らが給油を行う給油取扱所について

1 給油取扱所の数

従業員が給油を行う給油取扱所（フルサービススタンド）と顧客自らが給油を行う給油取扱所（セルフスタンド）の数は下の通りとなっている。



セルフスタンドとフルサービススタンドの件数

2 火災事故件数（平成 15 年～平成 25 年）

セルフスタンドの火災発生割合はフルサービススタンドに比べると高くなっている。

給油取扱所 1 万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
セルフスタンド	24.0	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8	3.5	3.4
フルサービススタンド	0.2	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7	1.1	0.4

3 セルフスタンドで発生した事故（例）

セルフスタンドは平成 10 年 4 月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態であり、セルフスタンドには各種の安全装置が設けられ、スタンドの従業員（監視者）による安全確認も行われているため一定の安全対策が取られているが、過去の事故事例を見ると、顧客の注意不足が多く散見されている。

- 給油ノズルを車両の給油口に差し込み、レギュラーガソリンを給油したところ、何らかの火源がガソリンの可燃性蒸気に引火して瞬間的に爆発燃焼したもの。爆発燃焼に驚いた給油者は、給油ノズルを車両の給油口から引き抜き、給油ノズルから手を離れたことから給油ノズルは床面に落下し、給油ノ

ズルに残っていたガソリンが燃焼して給油ノズルのノズルカバー、スプラッシュガード及び給油ホースの一部を焼損し、当該発災レーン給油設備の四方に設置された車両衝突防止ガードポールの一つも煙損した。また、車両の給油口から出ているガソリンの可燃性蒸気にも引火し、車両の給油口の一部も焼損したもの。(H23 兵庫県)

- 乗用車にハイオクガソリンを給油開始直後に、虫が給油口付近に集まってきたため、追い払おうとしてズボンのポケットからライターを取り出し、給油行為を継続しながら点火したところガソリンのベーパーに引火し、炎があがったもの。(H21 滋賀県)
- 給油取扱所（セルフ）において、客がバイクへ給油後、土間へガソリンを故意に漏らし、何らかの原因により引火し、逃げ去ったもの。(H22 静岡県)
- 給油取扱所（セルフ）内において、車両給油中に給油者が、ノズルレバーにストラップを引っ掛けトイレに行っている最中にガソリン（30センチメートル×5メートル・約10リットル）が噴出し漏えい。(H22 愛知県)

セルフスタンドとフルサービススタンドは同等の安全対策がなされているが、セルフスタンドは顧客が直接給油行為を行うため、過去の事故事例を見ると顧客の注意不足が散見されている。



従業員が給油を行うことで低減され则认为られるリスク

事故パターン1（固定給油設備の不具合によるガソリン流出）

ガソリン大量流出のリスク

事故パターン2（給油行為者の故意又は過失によるガソリン流出）

ガソリン流出きっかけのリスク、ガソリン大量流出のリスク

事故パターン3（給油中の車両の誤発進によるガソリン流出）

ガソリン流出きっかけのリスク、ガソリン大量流出のリスク

事故パターン5（荷卸し中のガソリン流出）

ガソリン大量流出のリスク